

次期作支援交付金 追加措置現場向け Q&A 【2020.11.13 現在】

【総論】

問1-1 今回の追加措置を行う背景は何ですか。

(答)

農業者の中には、10月12日の運用見直し以前に、高収益作物次期作支援交付金を見込んで、機械や資材に既に投資を行うなど、コロナ禍にあっても、次期作に向けて早期に取組を実施された皆さまがいます。

今回の追加措置は、このような取組を行った農業者の経営に影響が生じ、取組の継続に支障を来すことがないように、本交付金において追加の支援措置を講じるものです。

問1-2 今回の追加措置は、どのような内容ですか。

(答)

本交付金の10月12日の運用見直しにより、交付予定額が減額又は交付されなくなった農業者であって、かつ、事業開始(4月30日)から10月30日までの間に、次期作に向けて、要綱第4の2に掲げる取組内容を実施し、新たに農業用の機械・施設の整備や、資材等の購入・発注を行った農業者に対し、農業用の機械・施設の取得費、資材等の掛かり増し経費を一定の上限額の下、支援するものです。

問1-3 今回の追加措置では、何が支援されるのですか。

(答)

今回の追加措置では、①機械・施設の取得費、②資材等の取組の掛かり増し経費を支援することとしています。

資材等の掛かり増し経費には、肥料・農薬・土壌改良資材等の資材費のほか、簡易な土壌・土層改良、土壌分析費用が含まれます。

問1-4 今回の追加措置を受けるためには、必ず申告書を提出する必要があるのか。

(答)

今回の追加措置による対象額と取組計画書の交付申請額を比較して下さい。追加措置による対象額が取組計画書の交付申請額を上回る場合、申告書に基づく減収計算や申告書の提出は不要です。

【交付対象となる要件】

問1-5 追加措置を申請する場合、具体的な要件は何ですか。

(答)

対象期間（2月から4月。第3回公募において追加された品目は、その期間）に野菜、花き、果樹、茶について出荷実績（又は廃棄）があること、申請する機械・施設・資材等は高収益作物の次期作に向けた取組（生産・流通コストの削減等）に活用されていること、10月30日までに農業用の機械・施設の整備や資材を購入している又は、購入・整備は今後になるが、既に発注が行われている必要があります。

問1-6 減収していなくとも追加措置の支援対象となるのか。（申告書で申請の取り下げの対象に該当する場合も申請できるのか。）

(答)

減収していなくとも、次期作に前向きに取り組む方であり、10月30日までに農業用の機械の導入や施設整備、資材の購入、又はこれらの発注を行っていれば、追加措置の支援対象となり得ます。

問1-7 追加措置の支援を受ける場合、次期作の取組は必要となるのか。

(答)

5万円、80万円、25万円/10aの取組については、追加措置を含めて実際に交付される交付金の額に相当する作付面積以上の面積で、取組を実施していただくようお願いします。

なお、実績報告書にはこの面積を記入してください。

例：2haの野菜（5万円/10a）の次期作に取り組む予定の農家で、見直し前の交付予定額が100万円、運用見直し後の交付額が30万円の場合

ケース① 追加措置：70万円

→交付額は $30+70=100$ 万円、必要となる次期作の取組は2ha

ケース② 追加措置：40万円

→交付額は $30+40=70$ 万円、必要となる次期作の取組は1.4ha

問1-8 次期作に作付ける品目の栽培に関係のない機械・機器でもいいのか。

(答)

次期作に関係しないものは支援対象外となります。

問1-9 他の補助事業で支援を受けている経費についても対象となるのか。
また、本交付金を他の国庫補助金の裏負担に充てることは可能か。

(答)

経営継続補助金などの他の補助事業により支援を受けている場合は、二重補助となるので支援対象外になります。

また、本交付金を他の国庫補助金の裏負担に充てることはできません。(なお、地方公共団体や民間団体等の補助事業との重複支援は妨げませんが、地方公共団体等にもご確認下さい。)

問1-10 10月30日より前に機械の購入・発注を済ませていたところ、10月12日の運用見直しの内容を聞きキャンセルしたが、今般の追加措置の発表を受けて、改めて発注したいが、支援の対象となるのか。

(答)

10月12日の運用見直し以降にキャンセルした後に再発注した場合、キャンセル日が確認できる書類をもって支援対象とすることができます。この場合、再発注は10月30日の追加措置の公表以降でも構いませんが、キャンセル前からの金額等の内容の変更はできません。

問1-11 既に(8月に)機械や資材の整備・購入する発注を行っていたが、追加措置として申請できるのか。どのような場合が申請できるのか。また、根拠書類が必要となるのか。

(答)

10月30日までに整備・購入する機械や資材について購入・発注が行われている場合が支援対象となります。

また、購入・発注の内容、日付及び金額が記された発注書や購入伝票等を5年間保管するとともに、申請時に領収書(間に合わない場合は、数量、金額等が記載された発注書等)等の写しを提出してください。

なお、購入先がまとめて発行する購入伝票がある場合は、本伝票の提出・保存をもって個々の申請者からの提出や保管に代えることが可能です。

問1-12 農業用の機械や資材等の発注について、どのような証拠書類が必要か。

(答)

取組実施者は発注書や購入伝票等の農業用の機械や資材等を発注した商品名・数量のほか、日付及び金額が記載された納品書、領収書、発注書（予約注文書を含む）などの書類の写しを添付する必要があります。

また、見積書であって発注の意思が定かではないものは証拠書類として認められません。

なお、購入先がまとめて発行する購入伝票がある場合は、本伝票の提出・保存をもって個々の申請者からの提出や保管に代えることが可能です。

【取組計画書】

問1-13 これから取組計画書を作成するが、何か注意することはあるか。

(答)

取組計画書に記載する交付対象面積は、本事業創設ときに定めた要領別紙1-1の第1の2（交付対象面積の算定方法）に従って算定される面積です。減収確認を行う申告書や追加措置の申請に伴う変更はありませんので注意してください。

【交付対象となる品目】

問2-1 対象となる品目に制限はあるのか。複数あってもよいのか。

(答)

次期作として栽培する高収益作物であれば、複数であっても構いません。

問2-2 米など高収益作物以外でもいいのか。

(答)

次期作として栽培する高収益作物が対象であり、米は対象外になります。

問2-3 追加措置におけるプール計算品目の対象面積の考え方いかん。

(答)

当該品目において次期作に前向きに取り組む全ての面積が対象となります。

問2-4 追加措置における地域特認品目の対象面積の考え方いかん。

(答)

当該品目において次期作に前向きに取り組む全ての面積が対象となります。

【交付対象となる取組】

問3-1 取組計画書において取組類型のア～オでチェックを付けた取組のみが、追加措置の支援対象となるのか。

(答)

取組計画書において、取組類型のア～オでチェックを付けた取組と異なる場合であっても、ア～オの該当する取組項目のいずれかに要する農業用の機械・施設、資材等であれば、対象となります。

問3-2 購入した機械について、高収益作物の次期作での使用割合が小さい場合もよいのか。

(答)

高収益作物の次期作において、当該機械が使用され、取組が確実に実施される必要があります。

問3-3 支援対象となる肥料など資材の種類・数量について、制限はあるのか。

(答)

生産性向上等の取組として使用する資材として、次期作で年度内に使用する数量が対象となります。

【掛かり増し経費】

問4-1 追加措置の掛かり増し経費に該当する資材について教えて欲しい。

(答)

生産性向上等を目指す取組に必要な資材であり、以下のいずれかに該当するものが支援対象になります。

(1) 新たな資材等の経費

(2) 通常使っている資材の使用量の増加分の経費

(3) 新たに地域や生産者がまとまって導入に取り組む資材等の経費

(3) については、「地域において新規性のある資材（地域で十分に普及していない新規性のある資材の利用を進める場合）」、「地域の栽培基準等で推奨されている資材の導入拡大（従来から地域のほとんどで利用されている資材は除く）」、「地域で行った土壌分析の結果に基づいて導入した資材（土壌改良材・堆肥等）」、「具体的な目標をもって生産者が選定した資材」などを想定しています。

【掛かり増し経費（問4－1の（1）関連）】

問4－2 昨年より肥料の使用量は減ったが、今年度は単価の高い最新の肥料を使った。購入総額は減少しているが、この場合、掛かり増し経費として見ることはできないのか。

(答)

生産性の向上等を図る目的で新たな肥料を使用した場合、当該肥料の購入に要した経費が支援対象となります。

問4－3 農薬の種類を変えたが、効き目がよく、例年に比べて農薬の使用回数が減少した。農薬の種類を変えたので全て掛かり増し経費とみてよいのか。

(答)

生産性の向上等を図る取組として新しい農薬を使用した場合、当該農薬の購入に要した費用が掛かり増し経費として支援対象となります。

問4－4 慣行栽培から、特別栽培農産物や有機農産物の栽培に変更した。この場合、資材の購入費用は減少しているが、頑張った者が報われないのはおかしいのではないのか。

(答)

生産性の向上等に資する取組として、新たに資材等を購入した場合は、その購入に要した経費が支援対象になります。なお、人件費は、追加措置の支援対象とはなりません。

(要綱第4の2の（2）に定める有機農業の取組を実施している場合は、その支援（2万円／10a）は追加措置とは別に支援されます。)

【掛かり増し経費（問4－1の（2）関連）】

問4－5 規模拡大により従来から使用している肥料の使用量が増加したが、この場合も増加分を掛り増し経費とみなすことができるか。

また、肥料の増加分を計算する際の比較は、どうすればよいのか。

（答）

増加分のみ掛り増し経費とみなすことができます。

従来から使用している資材について、前年との比較により掛り増し経費の算定を行うためには、今年と前年の使用量の増加分がわかる根拠資料が必要となりますので、前年分の領収書等（領収書がない場合は使用量がわかる作業日誌等）及び今年分の領収書等の写しを申請時に提出して下さい。なお、購入先がまとめて発行する購入伝票がある場合は、本伝票の提出・保存をもって個々の申請者からの提出や保管に代えることが可能です。

【掛り増し経費（問4－1の（3）関連）】

問4－6 産地として戦略的に推進する取組等における産地が推奨する資材を使用する場合、産地の何人かの農家が昨年も同じ資材を使用している場合の扱いはどうなるのか。

（答）

産地として戦略的に推進することで効果が発揮される取組等に根拠（まとめて取り組む資材の品目リスト等が書面として存在）があれば、昨年も同じ資材を使用している人がいる場合もその人を含め対象となります。

当該資材を使用する農業者個人ごとに新たな資材かどうかを判断する必要はありませんが、その根拠資料については、いつでも確認できるよう産地等において保管しておくことが必要です。追加措置取組一覧表の注5では、まとめて取り組む場合の実施主体名を記載することになっているので記入をお願いします。

問4－7 従来と同じ銘柄の肥料を使用した場合は支援対象とならないのか。

（答）

従来と全く同じ銘柄の肥料を使用した場合、掛り増し経費がかからないため、支援対象にはなりません。

問4－8 地域の栽培暦等において指定されている資材を産地として戦略的に推進する場合、その資材の使用について掛かり増し経費とみなすことができるか。

(答)

生産性の向上を図る等、戦略的に推進する場合、産地として選択した資材は該当します。(従来、当該地域の全域で慣行として利用されている資材など、これ以上利用拡大ができないような場合は掛かり増しとみなすことができません。)

問4－9 土壌診断の結果に基づいて導入した土壌改良資材や堆肥等は、掛かり増し経費とみなしてよいか。

(答)

新たに地域や生産者がまとまって行った土壌診断の結果に基づき導入する資材であれば、前年と同じ銘柄、施用量であっても、その購入に要した経費が支援対象となります。

【掛かり増し経費 (その他)】

問4－10 創設当時の説明会では、産地で推奨していれば今までと同じ肥料でも全量対象になると言っていたではないか。

(答)

5万円/10a等の交付金については、産地で推奨する肥料であれば新たな取り組みでなくとも対象としています。

一方、追加措置は、運用見直しで交付金が減額あるいは交付されない方々の経営の影響を小さくするために支援を行うものであり、通常の営農行為に上乘せとなる掛かり増し経費を支援対象としています。(通常の営農行為で使用されるものについて減収分がある場合は、5万円/10a等の通常の交付金で措置されます。)

なお、掛かり増し経費の範囲については、問4－1や別途資料の「資材等の掛かり増し経費の範囲について」を参照して下さい。

問4－11 コロナを機に離農を考えていたところ、この交付金により再度頑張ろうとおもった。使う資材は昨年と同じだが、一度離農を考えていたことから、新たな投資として、資材の購入価格を掛り増し経費として良いか。

(答)

この場合は従来と同様の取組と考えられることから、対象外となります。

問4－12 土壌分析は対象となるのか。

(答)

次期作に向けた生産性向上等の前向きな取組であれば、その分析に要した経費が支援対象となります。

なお、自己で分析したものは対象となりません。

問4－13 電気代や燃料代は支援対象とみてよいのか。

(答)

新たな投資とはいえないため、支援対象となりません。

問4－14 次期作に向けて人員を増やした場合、増加分の人件費は支援対象となるのか。

また、業者に依頼すると費用がかかることから自力で施工したが、自力施工分も掛かり増し経費としてよいのか。

(答)

新たな投資とはいえないため、支援対象となりません。

なお、自力施工を行う際の機械レンタル等の経費は支援対象になります。

問4－15 掛かり増し経費は、複数の取組（例：機械＋肥料、肥料＋種苗）を合計してよいのか。

(答)

次期作に向けた生産性向上等の取組であり、掛かり増し経費が発生するのであれば、複数の取組に要した経費を合計することができます。

問4－16 IPM に取り組んだ結果、昨年より資材の投入量が減少した。一方、情報収集や関係者との打ち合わせ等の労働時間は増加した。この場合、追加措置として申請できるのか。

(答)

掛かり増し経費が発生していないことから、追加措置の支援対象とはなりません。(労働時間の増加は掛かり増し経費とはみなしません。)

問4-17 農業生産法人等がコスト削減や生産性・品質の向上等の具体的な目標をもって選定した資材であれば、他の法人等とまとまらなくても、通常使っている資材でも全額が支援対象となるのか。

(答)

他の法人等とまとまった場合、対象となります。

なお、この場合、追加措置の取組一覧表の注4(3)、注5について確認の上チェックを記入してください。

問4-18 農地を借り規模拡大を行ったが、この場合の借料は対象となるのか。

(答)

農地の借料は支援対象外です。

問4-19 ドローンによる防除や生育診断の作業委託費は対象となるのか。

(答)

次期作に向けた生産性向上等の取組として新たに取り組む場合は、対象となります。

問4-20 労働安全研修やドローンの技術講習会等の参加費は対象となるのか。

(答)

研修会や講習会等の参加経費は支援対象外です。

【機械・施設の取得】

問5-1 作業場や倉庫の整備費は支援対象となるのか。

(答)

作業場や倉庫の整備費は対象外です。

問5-2 ビニールハウスの新設は支援対象となるのか。

(答)

ビニールハウスの新設は支援対象になります。

問5－3 ビニールハウスの張り替えは支援対象となるのか。

(答)

単純な張り替えは支援対象外です。なお、保温等の機能がアップする等、生産性の向上等に資する張り替えであれば、支援対象となります。

問5－4 同じ性能の農業用の機械を導入した場合は支援対象となるのか。

(答)

生産性の向上等の取組に資する農業用の機械の導入であれば、支援対象となります（性能や機能が変わらない単純更新は支援対象外です）。

問5－5 農業機械の①付帯装置、②消費税、③保険料、運転免許取得費は対象となるのか。

(答)

農業機械の付帯装置及びそれを購入した際の消費税は支援対象になりますが、保険料や運転免許取得費は対象外です。

問5－6 農業機械の修理は支援対象となるのか。

(答)

毎年行う定期点検やそれに伴う修理は対象外です。なお、生産性の向上等に資する農業機械の修理であれば、支援対象となります。

問5－7 農業機械のリース料やレンタル料は支援対象となるのか。

(答)

対象となります。

ただし、次期作に向けた取組を支援する観点から、リースやレンタルの期間が次年度以降まで続く場合であっても、支援対象は今年度分のみとなります。

問5－8 中古の農業機械の取得は対象となるのか。知人から譲り受けた場合は支援対象となるのか。

(答)

生産性向上等の取組に資する中古の農業機械であれば対象となりますが、他の補助事業と同様に法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上のものに限ります。

なお、価格についての妥当性を証明する書類（同等の性能・能力を有する中古品の価格がわかるインターネット上の情報）を保管して下さい。

また、無償で譲り受けた場合は対象となりません。

問5-9 購入した農業機械を対象品目以外にも活用してよいか。

(答)

支援対象となる次期作に活用していることが前提となります。

問5-10 農作業に活用する軽トラックは対象となるのか。

(答)

軽トラックのような農業以外にも汎用性の高いものは支援対象外です。

問5-11 ハウスの整備に係る施工費は支援対象となるか。

(答)

自力施工した場合の人件費は対象外ですが、外注した場合の施工費は対象となります。

【交付金額の算出】

問6-1 追加措置で認められた場合の交付上限額は様式6-2で記載する交付申請金額（次期作の取組面積×単価）ということで良いか。

(答)

上限額は、原則、次期作の取組面積に単価（5(5.5)万円/10a、25万円/10a、80万円/10a）を乗じた額が上限となります。

問6-2 第2回公募で様式6-2を提出し100万円の交付申請をした。先日の運用見直しで交付金額がゼロとなった。この交付金を見込んで70万円の機器購入をしたが、追加措置ではどうなるのか。

(答)

生産性向上等のために実施する追加的な投資になるのであれば、機器の購入は追加措置の

対象となります。交付金額の上限は 100 万円となりますが、今回の機器の購入額は、その内数であるため、支援額は 70 万円になります。

問 6 - 3 次期作支援交付金に 100 万円の交付申請（様式 6 - 2 の交付申請金額）をしようと考えていたが、先日の運用見直しでは交付金額が 30 万円となることがわかった。この交付金を見込んで 60 万円の機器購入をしたが、追加措置ではどうなるのか。

（答）

生産性向上等のために実施する追加的な投資になるのであれば、機器購入は追加措置の対象となります。運用見直しで 30 万円交付されるため、追加措置の交付金額の上限は 70 万円となります。購入した機器 60 万円は、その内数となるため追加措置の支援額は 60 万円となります。このため、合計 90 万円が交付されます。

問 6 - 4 次期作支援交付金に 100 万円の交付申請（様式 6 - 2 の交付申請金額）をしようと考えていたが、先日の運用見直しでは交付金額が 40 万円となることがわかった。この交付金を見込んで 90 万円の機器導入をしたが、追加措置ではどうなるのか。

（答）

生産性向上等のために実施する追加的な投資になるのであれば、機器購入は追加措置の対象となります。運用見直しで本体交付金は 40 万円交付されるため、追加措置の交付金額は、上限額である 100 万円との差額である 60 万円となります。本体交付金と追加措置を合わせて合計 100 万円が交付されます。

【取組計画書（様式 6 - 2 号）、申告書との関係】

問 7 - 1 取組計画書（要領様式第 6 - 2）、申告書（10/12 の運用見直しに基づく申請）と追加措置があるが、どの書類を提出すればよいのか。

（答）

これまでの書類の提出状況にあわせ、提出すべき書類の確認手順書（フロー図）を作成していますので、それに基づき提出する書類を確認してください。また、取組の経費の根拠書類（日付、金額等のわかるもの）については 5 年間保管するとともに、申請時に領収書（間に合わない場合は、数量、金額等が記載された発注書等）等の写しを提出して下さい。な

お、購入先がまとめて発行する購入伝票がある場合は、本伝票の提出・保管をもって個々の申請者からの提出や保管に代えることが可能です。

また、既に提出した書類については、事業実施主体でまだ保管されている状態のものも多いので、提出方法について事業実施主体の指示があれば、それに従って下さい。

問7-2 ある資材を購入しようと考えており、取組計画書を提出しようとして準備していたが、事業実施主体の受付が始まっていなかったため、まだ発注は行っていない。今後、発注し追加措置に申請して良いか。

(答)

10月30日までに発注されている場合は、支援対象になります。

問7-3 投資額が交付単価相当を上回る場合、減収等の確認を行う申告書の提出を行わなくてよいか。

(答)

取組計画書及び追加措置用の申請書の提出でよく、申告書の提出は必要ありません。(ただし、厳選出荷の取組がある場合は、申告書の厳選出荷部分の記入をしていただき提出をお願いします。)

問7-4 次期作の次の作の肥料費等は支援対象となるのか。

(答)

一圃場1回のみであることから支援対象外です。ただし、周年で栽培し何度も肥料をまく場合は、4月30日～10月30日に購入済みのものは支援対象となります。

【事務負担の軽減】

問8-1 減収計算等を出荷団体等が行うことは可能か。

(答)

出荷団体等が生産者ごとの売上額等を把握している場合、出荷団体等が生産者ごとに申告書等を作成することは可能です。なお、その内容を生産者が確認の上、氏名欄に自署することが必要です。

問8-2 今回の運用見直しや追加措置によって、当初想定されていなかった追加的な事務が発生するとともに、各事業実施主体では、運用見直し前においても交付決定前から推進活動等を行っていたが、これら「推進・指導等」の経費は本交付金の対象とならないのか。

(答)

本交付金の適切な実施のための周知等に伴う「推進・指導等」の経費については、原則として4月30日以降に行ったものを本推進事務費の交付対象とします。

資材等の掛かり増し経費の範囲について

【対象となる経費】

- ① 新たな資材等の経費
 - ② 通常使っている資材の使用量の増加分の経費
 - ③ 新たに地域や生産者がまとまって導入に取り組む資材等の経費
- 〔本交付金を契機に、生産性や収量の向上等の取組を進めるため、地域で推奨して導入を進めている資材等の購入経費が対象〕

【対象となる経費の具体例】

- ① 新たな資材等の経費
 - ・ 品質向上のため新たに堆肥を施用
 - ・ 栽培方法を変更し、それに必要となる被覆資材を新たに導入
 - ・ 前作まで使用していた肥料Aに代えて、肥効の高い肥料Bを導入
 - ・ 排水性向上のため、新たに弾丸暗渠を実施

- ② 通常使っている資材の使用量の増加分の経費
 - ・ 品質向上のため、従来使用していた肥料の面積当たり使用量を増加（使用量を2割増やした場合は、その2割分が対象）
 - ・ 規模拡大に伴い、従来使用していた農薬の使用量を増加（2ha→3haに規模拡大した場合は、規模拡大分の1haに使用する分が対象）

- ③ 新たに地域や生産者がまとまって導入に取り組む資材等の経費
 - ア) 地域において新規性のある資材の導入（地域で十分に普及していない新規性のある資材の利用を進める場合）
 - ・ 地域でまとまって導入を決めた新しい品種の種苗の購入
 - ・ 病害虫リスクの変化に対応して、新たに地域で重点導入することとした農薬の購入
 - ・ 品質のバラツキを抑えるため、新たに地域でまとまって導入を決めた肥料の購入

 - イ) 地域の栽培基準等で推奨されている資材の導入拡大（従来から地域のほとんどで利用されている資材は除く）
 - ・ 県の栽培マニュアルに定められた資材のうち、導入が一部に止まっており、地域で導入拡大を進めている資材の購入
 - ・ 防除暦に記載されているが、地域で利用が徹底されておらず、導入拡大を進めている農薬の購入

 - ウ) 地域で行った土壌分析の結果に基づいて導入した資材
 - ・ 土壌分析に基づき導入するたい肥の購入

 - エ) 具体的な目標をもって生産者が選定した資材
 - ・ コスト削減や生産性・品質向上等の具体的な目標を達成するため、一定の根拠の下に選定し、生産者がまとまって導入拡大を進めている資材の購入